

『民間放送ガバナンス指針』に基づく公表事項

「MBSラジオは地域に根差し、社会に貢献し、聴取者の生命と財産を守る、寄り添う音声メディアである」という経営理念のもと、当社は放送局としての社会的責務を果たしてまいります。

日本民間放送連盟が策定した「民間放送ガバナンス指針」の基本原則に則り、下記の通り運用状況を公表いたします。

2026年9月30日

株式会社MBSラジオ

1. 公共性の発揮

<基本原則>

- (1) 国民共有の財産である電波を預かって事業を展開していることを自覚し、公共の福祉の実現に寄与する。
- (2) 公正な報道を旨として、知る権利にこたえて健全な民主主義の発展に貢献する。
- (3) 放送法で求められている災害放送や視聴覚障害者向け放送を実施する。
- (4) 民間放送は、地域ジャーナリズムの担い手、地域の情報・文化センターとしての機能を果たす。

(1)～(4)について、MBSラジオとして以下の取り組みをしております。

1-1) 経営理念・コーポレートメッセージ・放送基準

MBSラジオは公共の福祉の実現に寄与すべく、経営理念を定めるとともにコーポレートメッセージを発信しています。また、災害発生時には社会のライフライン機能を果たすべく対応してまいります。

⇒ [MBSラジオコーポレートメッセージはこちら](#)

「放送基準」は、当社の番組作りの礎として、1958年10月1日に制定されました。その後、時代にあわせてアップデートしており、現在の放送基準は、2023年4月1日に改訂されたものです。

⇒ [放送基準はこちら](#)

1-2) 知る権利にこたえる報道

MBSラジオは、公共性、公益性の観点から厳しい批判精神を持ちながら、正確で信頼されるニュースの発信につとめています。

1-3) 災害時に命と暮らしを守る取り組み

MBSラジオでは、皆様の命と暮らしを守るため、災害報道に備えています。地震災害をはじめ、ゲリラ豪雨による災害など、身近に迫る災害について情報発信いたします。

■ 地震への対応

MBSラジオでは、地震報道基準を設けて、地震災害報道に備えています。また、南海トラフ地震臨時情報が発出された際にも、調査結果が「巨大地震警戒」「巨大地震注意」の場合、報道特別番組を放送します。

■ 大雨・台風への対応

放送エリア内で、大雨特別警報や氾濫発生情報、緊急安全確保が出た場合、状況に応じて番組内で速報・情報を入れた放送をします。

1-4) 障がいのある方への取り組み

情報の社会的インフラとして、多くの人が放送内容を享受できる環境を整えることは、重要な意義を持つと考えています。MBSラジオは、障がいのある方に向けて、以下の様な取り組みをしています。

【2025年度の実績】

- ・点字番組表：半期に1度発行（2025年4月～9月号、2025年10月～2026年3月号）

1-5) 関西エリアの情報発信への取り組み

MBSラジオは地域の基幹インフラとして、放送エリアの地域情報発信に努めています。

【2025～26年度 番組改編率と自社制作率】

改編年月	番組改編率	自社制作率
2025年4月	15.5%	94.4%
2025年10月	38.6%	94.4%
2026年4月	16.1%	95.2%

【2025年度おもな放送実績】

- ・ [「ヤマヒロのぴかっとモーニング」](#) 生情報番組 毎週月～金曜 8:00～10:00
- ・ [「こんちわコンちゃんお昼ですよ!」](#) 生情報番組 毎週月～金曜 12:00～14:00
- ・ [「ネットワーク1・17」](#) 報道ドキュメンタリー 毎週日曜 17:15～17:40

1-6) メディアリテラシーの向上に資する活動

メディアリテラシー向上に資する活動として、毎年、小学生・中学生・高校生を対象に「スタジオ見学・体験会」を実施しています。ラジオスタジオからの疑似生放送や、ラジオCM収録の疑似体験をしてもらい、ラジオ放送現場の取り組みを児童のみなさんにお伝えしています。

【2025年度の実施概要】

- ・小学生対象 年1回（夏休み中）実施 1回15組30名が体験
- ・小学生～高校生対象に要望により実施 年5回 55名が体験

2. 人権尊重の徹底

<基本原則>

(1) 事業活動全般において人権尊重を徹底する。

(2) 人権が尊重される社内体制を構築して、継続的に改善を行う。

(1)(2)について、MBSラジオとして以下の取り組みをしています。

2-1) 人権尊重に関する取り組み

■MBSグループ人権方針

MBSラジオの親会社であり認定持株会社であるMBSメディアホールディングスは、人権尊重に取り組む重要性を改めて確認し、その考えを明確にするものとして、2024年1月1日付で「MBSグループ人権方針」を定めました。本方針はMBSグループすべての役職員に適用されます。また、グループのすべてのビジネスパートナーにも、本方針を理解し、支持してもらえるよう働きかけていきます。

⇒ [MBSグループ人権方針はこちら](#)

2-2) ハラスメントの相談・通報窓口

役員・社員・シニアスタッフ・アルバイト・派遣や業務委託などの社外スタッフ・グループ会社の役職員・取引先の役職員など、MBSラジオに関わるすべての人が互いを尊重し安心して働ける職場環境を築けるよう努力し続けております。

MBSラジオ社員に限らず、構内で働くすべての人が利用できる相談窓口（職場の相談委員、MBSメディアホールディングス人事局の相談窓口、女性弁護士への相談窓口）を設置し、ハラスメントで悩んでいる人が相談しやすい方法を選択できるようにしています。

2-3) 人権尊重の取り組み事例

■ハラスメントに関する研修会

MBSグループでは、構内で働く全ての人が快適な環境で安心して仕事に取り組めるよう、毎年、関連会社社員、及び派遣スタッフ、アルバイトなども含めた全員を対象にハラスメント研修を実施しています。

【2025年度実施概要】

2025年度 ハラスメント研修（パワーハラスメント研修、セクシャルハラスメント研修、カスタマーハラスメント研修）

■人権啓発への取り組み

MBSグループの全役職員、スタッフを対象に「MBSグループ人権方針」の周知徹底と、日々の活動の中での「人権尊重」の意識付けを行っています。「OK?」には「それ、ほんまに大丈夫?」という意味があり、『自身の行動や発言が、本当に大丈夫か?周りを傷つけたりしていないか?いつも心に問いかけて、考えてみよう。』というメッセージを込めて啓発活動を行っています。

【2025年度実績】

グループ全役職員、スタッフを対象に「MBSグループ人権方針」のホームページにアクセスできるQRコード入りステッカーを配布し、目につくところに貼るようにしています。



3. 法令や社会規範の遵守

<基本原則>

(1) 高い公共性が期待される放送事業者として、法令や社会規範を遵守する。

(2) 役員・社員は高い倫理観と職業意識を養い、公正で透明な事業活動を行う。

(1)(2)について、MBSラジオとして以下の取り組みをしています。

3-1) MBSラジオ・MBSグループ コンプライアンス憲章

MBSグループは、2008年1月30日に「MBSグループ・コンプライアンス憲章」を制定し、その後、社会情勢の変化に合わせ2017年4月27日、2024年7月1日と改訂を重ねています。

憲章にはメディア企業としての使命や責任を自覚することなどを明記し、すべての役員・従業員が憲章を理解し、遵守することを宣言しています。

また、MBSラジオでも独自の「コンプライアンス憲章」を2023年5月23日に制定し、憲章の中において、すべての役員・従業員が憲章を理解し、遵守することを宣言しています。

⇒ [MBSラジオ コンプライアンス憲章はこちら](#)

⇒ [MBSグループ・コンプライアンス憲章はこちら](#)

3-2) コンプライアンスに関する取り組み

■ 内部通報窓口について

組織的または個人的な法令違反等の不正行為を早期に発見し、是正を図るため、公益通報者保護法に則り、通報対応の責任者と窓口設置部署を設置しています。通報者の保護等を約束するとともに、社内ホームページや社内ガイダンスによって窓口の周知を行っています。

内部通報の担当窓口は、MBSメディアホールディングスのコンプライアンス局法務部、業務監査局並びにグループ会社の外部弁護士事務所で、電話・電子メール・書面・面会によって通報・相談を受け付けています。窓口を利用できるのは、会社役員、社員、アルバイトおよび派遣労働者（通報時点で会社を退職後1年以内を含む）です。また、関係会社や取引先事業者の労働者から通報・相談があった場合も、社内規程に準じて誠実に対応するものとしています。

【窓口】 MBSメディアホールディングス コンプライアンス局法務部・業務監査局・外部弁護士事務所

■ 公正で透明な取引を確保する取り組み

番組制作委託取引においては、外部の制作会社やフリーランスとの相互協力関係を維持発展させるとともに、公正性・透明性が確保された取引を積極的に推進することが重要です。改正される法令やガイドラインを遵守するため、MBSメディアホールディングス社のコンプライアンス局法務部から、研修や指導、助言を受けています。

3-3) コンプライアンスに関する研修会

コンプライアンスは、刻一刻と変化する制作現場や営業現場で正しく理解され、遵守されなければなりません。多種多様な研修を階層別・職種別を実施し、トラブルを未然に防いでいく取り組みを行っています。

【2025年度一例】

- ・2025年5月 MBS番組「ゼニガメ」BPO意見書の説明と再発防止に向けた取り組み

3-4) SDGs に関する取り組み

MBSグループは2019年11月よりSDGs達成に向け、国連が世界の報道機関に協力を呼びかけた「SDGメディア・コンパクト」に参加しています。また、気候変動が地球規模の課題となる中、社会的な使命をもつメディアとして、番組やイベントなどを通じて、環境保全に配慮した企業活動を続けています。

⇒ [MBS環境推し宣言はこちら](#)

4. 透明性の向上

<基本原則>

(1) 社会全体がステークホルダーであるという放送事業の性格を踏まえて、企業経営にかかわる諸情報(企業理念、役員の構成、基本的な財務情報など)の積極的な開示を行い、透明性を向上する。

(2) 自律が独善に陥らないように、幅広いステークホルダー(視聴者・リスナー、広告主、取引先、従業員、地域社会など)との対話の回路を強化する

(1)(2)について、MBSラジオは下記の取り組み、情報開示をしています。

4-1) MBSラジオ企業情報の開示

■ 経営理念

「MBSラジオは地域に根差し、社会に貢献し、聴取者の生命と財産を守る、寄り添う音声メディアである」

■ 資本構成 (2026 年 3 月 31 日現在)

・ 資本金 : 1 千万円

・ 発行済み株式総数 : 100 株

■ 主要株主 (2026 年 3 月 31 日現在)

株式会社MBSメディアホールディングス (100%)

■ 役員構成 (2026 年 7 月 1 日現在)

下記サイトをご参照ください。

⇒ [会社概要](#)

■ 役職員数 (2026 年 7 月 1 日現在)

・ 役員 : 6 人 (男 5 人 83.3% / 女 1 人 16.7%)

・ 職員 : 52 人 (男 37 人 71.2% / 女 15 人 28.8%)

・ うち管理職 : 21 人 (男 18 人 85.7% / 女 3 人 14.3%)

■ 財務情報 (2026 年 3 月 31 日現在)

⇒ [財務情報はこちら](#)

■ 番組審議会

放送番組の適正な発展をはかり、聴取者の支持と信頼を高めることを目的として番組審議会を設置しています。審議会は原則として月 1 回開催され、主にMBSラジオの番組について、また放送倫理の問題など放送全般について、意見、提言が委員から出されています。

⇒ [番組審議会についてはこちら](#)

■ 番組内の批評コーナーについて

毎週土曜日 6:00 から放送の「大吉・武川のHello, Weekend」内、最終土曜日の 1 コーナーとして毎月 1 回、番組審議会の概要報告に加え、番組制作の現状をお伝えしています。

・ 「大吉・武川のHello, Weekend」 (毎週土曜 6:00 放送) 毎月最終土曜日放送内にて

4-2) ステークホルダーとの関係強化の取り組み

■ 聴取者の方々からのご意見・ご感想について

聴取者の方々からのご意見・ご感想につきましては「MBS視聴者センター」を通じて、電話やメールで毎月1,000件前後寄せられています。いただいたお声は、番組担当者、社内関係者に共有され、番組制作に活かされています。

■ 地域社会との取り組み

イベントやまちづくり活動を通じた地域貢献は、エリアの活力を生み出し、結果として放送事業の基盤を強化する意義があると考えています。

【2026年度の実績】

以下の2つのエリアイベントに、MBSグループの一員として、MBSラジオも参加しております。

- ・ [「ちややまち推しフェスティバル 2026」](#)
- ・ [「ちややまちアイドルパーク 2026」](#)

5. 適切な経営体制の確立

<基本原則>

(1) 取締役会は、株主からの負託にこたえて、関係者との取引関係も含めて適切な事業運営が行われるように業務執行を監督する。直接の業務執行を行わない社外取締役や監査役の役割は、特に重要である。

(2) ガバナンス不全が疑われる重大な事案が発生した場合に、会員社の代表者は情報開示に努めるとともに、信頼回復に向けた施策を積極的に講じる。

(1)(2)について、下記の対応を行っております。

5-1) MBSラジオ取締役会とMBSメディアホールディングス取締役会の役割

MBSラジオでは放送事業会社として取締役会が放送事業を監督し、認定放送持株会社であるMBSメディアホールディングスでは、取締役会がグループ全体の戦略と業務執行を監督しています。

【2025年度開催実績】

MBSラジオ取締役会：10回

MBSメディアホールディングス取締役会：11回

【2025年度MBSラジオ取締役会の各取締役の出席状況】

代表取締役社長 原 徹一郎：100%（10/10）

常務取締役 山田 麻未：100%（10/10）

常務取締役 田中 良樹：100%（8/8）

取締役 柴田 三穂子：100%（10/10）

取締役 東野 欣：100%（8/8）

監査役 大牟田 聡：100%（10/10）

【2025 年度取締役会】

■ MBS ラジオ取締役会

2025 年度の実効性確保に努めています。

■ MBS メディアホールディングス取締役会

2025 年度の実効性確保に努めています。

5-2) MBS メディアホールディングス社外取締役、社外監査役の役割

社外役員それぞれが経営経験や記者経験、弁護士経験を活かし、意思決定の妥当性・適正性を確保するために意見・提言をしています。

⇒ [MBS メディアホールディングスの役員一覧はこちら](#)

5-3) 監査役とMBS メディアホールディングス業務監査局の役割

⇒ [プレスリリース](#)

5-4) 事案発生時の情報開示

⇒ [プレスリリース](#)

以上